

白 シ 第 3 7 号
令和 5 年 3 月 1 日

お取引先様 各位

公益社団法人
白岡市シルバー人材センター
理事長 依 田 正 次

事務手数料の改定について（お知らせ）

立春の候、貴職におかれましては、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

当シルバー人材センターの事業運営につきまして、格別の御理解と御支援をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、既にご承知おきのことと存じますが、昨今の物価高騰等により、シルバー人材センターでも必要経費の支出が年々増加しており、事業運営に影響が出始めております。

また、埼玉県シルバー人材センター連合から、会員の生きがいと福祉の増進に資するために埼玉県に定める最低賃金を下回らないよう県内の団体に対しても指導をいただいております。

更に、令和5年10月1日から、複数税率に対応した消費税の仕入税額控除の方式として「適格請求書等保存方式（インボイス制度）」の導入が予定され、会員に支払う配分金に含まれる消費税相当額が仕入れ税額控除の対象外となるため、センターの納税額が大幅に増加することが予想されます。尚、シルバー人材センターの事業運営にあつては、公益事業の観点から収支相償を要件としており、当該納付に対応する財源がございません。

つきましては、センターの持続的な運営を維持するため、現在の事務費10%を令和5年4月1日から12%に併せて改定させていただきたくお願い申し上げます。

記

- | | | |
|--------|-----------------------|-----|
| 1 事務費 | 改定前 | 10% |
| | 改定後 | 12% |
| 2 実施時期 | 令和5年4月1日から(4月請求発行分から) | |